

## 社会保険労務ニュースレター

### 今回のテーマ： 通勤労災

健康志向の高まりやエコブーム、東日本大震災の教訓などの理由から今まで通勤に公共交通機関を利用していた方が自転車やウォーキングに変更したと耳にする事が多くなりました。もちろん、公共交通機関を利用するの通勤、マイカー通勤をする方も多くいらっしゃいます。通勤方法の多様化に伴い通勤途上の事故のリスクがますます高まっています。今回は通勤における事故「通勤労災」に着目しました。

#### 通勤労災とは

通勤労災とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいい、通勤時に伴う危険が具体化して起こったことを示します。例えば、通勤時に自動車事故に遭ったり、駅の階段から転落し骨折したりした場合などが通勤災害と認定されます。故意の負傷、怨恨によるケンカでの怪我などの場合は通勤による負傷と認められません。通勤による疾病とは労働者災害補償保険法施行規則において次のものが定められていますが具体的な疾病名は列挙されておりません。

① 通勤による負傷に起因する疾病

例) 自動車事故によるガラス破片で負傷しその後破傷風になった場合。

② 通勤に起因することが明らかな疾病

例) 転倒したタンクローリーから有毒ガスが流出し、急性中毒になった場合。

#### 通勤の定義とは

労働者災害補償保険法（以下労災法）第7条2項によると通勤とは「労働者が就業に関する移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く」と定義され、具体的には以下の移動を通勤といいます。

① 住居と就業の場所との間の往復

② 就業の場所から他の就業場所への移動

③ ①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（単身赴任者が転任前の住居に居住している家族の元から入社または家族の元へ帰省する場合など）

また、労災法第7条3項では「労働者が①～③に掲げる移動の経路を逸脱し、又は、移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動は、通勤としない。」とあります。ただし、通勤経路の途中の公衆トイレに寄ったり、公園で短時間休憩をしたり等「ささいな行為」に当てはまる場合は逸脱・中断とはなりません。また、日用品の購入・病院で受診する場合など日常生活上必要な行為であり厚生労働省令で定めがあるものを行う場合は逸脱又は中断の間を除き、その後の移動については通勤とみなされます。

#### 通勤労災にあったら

通勤労災は健康保険の補償対象外となり、労災保険へ保険給付の申請の手続きが必要となります。保険給付を受けるためには、被災労働者又はその遺族が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければなりません。主な給付の種類は療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、介護保障給付です。通勤労災に遭われたら会社の労務担当者へ連絡する様、社員の方へ指導下さい。

#### もう少し補足！

平成26年4月1日から、自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が改定されています。旧い規程のままの場合は、国税庁のHP等を参考に見直して下さい。